

## ○石川県警察用船舶運用要領の制定について

〔平成30年3月19日地甲達第21号〕  
警察本部長から部課署長あて

対号 平成3年4月10日付け外発第226号「石川県警察用船舶運用要領の制定について（通達）」

警察用船舶については、対号により運用しているところであるが、今回、所要の見直しを行い、別添のとおり「警察用船舶運用要領」を全部改正したので、警察用船舶の効果的な運用に努められたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

### 警察用船舶運用要領

#### 第1 目的

この要領は、石川県警察用船舶の管理に関する訓令（昭和51年石川県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）に基づき、警察用船舶「いしかわ」（以下「警備艇」という。）の運用について必要な事項を定め、その安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要領において、各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 船舶使用責任者

訓令第6条に定める船舶使用責任者（以下「使用責任者」という。）をいう。

(2) 船舶広域運用調整者

訓令第6条の2に定める船舶広域運用調整者（以下「広域運用調整者」という。）をいう。

(3) 船舶乗組員

訓令第7条に定める船舶乗組員（以下「乗組員」という。）をいう。

(4) 乗務警察官

所属長から警備艇乗務を命ぜられた警察官をいう。

(5) 警備艇勤務員

乗組員及び乗務警察官の総称をいう。

#### 第3 警備艇の運用

##### 1 警備艇の配置

警備艇は、七尾警察署に配置する。

##### 2 活動区域

警備艇の活動区域は別表1のとおりとする。

### 3 警戒要点及び警ら路線の設定

使用責任者は、次の区域を重点として、警戒要点及び警ら路線を設定するものとする。

- (1) 沿岸、港湾における国内及び外国船舶の航行、停泊区域
- (2) 密出入国、密貿易、密漁事案の発生するおそれのある水域
- (3) 海水浴場、レジャー用モーターボート、ウィンドサーフィン等レジャースポーツその他で人が多く集まる水域

### 4 活動計画の策定

使用責任者は、広域運用調整者及び関係所属長と調整の上、毎月25日までに、別記様式第1号により翌月の船舶活動計画を策定するものとする。

### 5 乗船基準

使用責任者及び関係所属長は、別表2の基準により、乗組員及び乗務警察官を乗船させるものとする。

## 第4 警備艇勤務員の勤務要領

### 1 勤務要領

警備艇勤務員の勤務要領は、広域運用調整者と使用責任者が協議して定めるものとする。

### 2 勤務方法

警備艇勤務員の勤務方法は、船舶警ら、訪船連絡、待機、特別勤務とし、その内容は次のとおりとする。

#### (1) 船舶警ら

警備艇を使用して海上における定（乱）線警ら、見張り警戒等を行い、犯罪の予防検挙、危険防止等に当たる。

#### (2) 訪船連絡

港湾に入港中の船舶を訪問し、事故防止のために必要な指導連絡を行うとともに、各種情報の収集等に当たる。

#### (3) 待機

指定された場所において、事件又は事故の発生に備え待機するとともに、書類の作成整理及び装備資機材の点検整備に当たる。

#### (4) 特別勤務

事件又は事故の発生に伴う捜索救助活動、船舶に関する教養等に当たる。

## 第5 警備艇勤務員の責務

1 船長、その他の乗組員は、次の事項について責任を負うものとする。

- (1) 警備艇の安全航行に関すること。
- (2) 警備艇及び装備品の保管整備に関すること。

2 乗組員は、警備艇の航行に際し、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 船舶の操作及び無線通話に関する諸規定を研究し、その習熟に努めること。
- (2) 所定の水上警察旗を掲げること。ただし犯罪捜査その他職務執行上支障が

ある場合はこの限りでない。

- (3) 火災及び盗難の防止に努めること。
  - (4) 警備艇の航行中は、必ず見張り員をおき事故の防止に努めること。
  - (5) 航行中は常に周囲の状況に注意を払い、その場所、時間に応じ航行速度の緩急を図るほか、接舷や接岸に際しては細心の注意を払うこと。
  - (6) 常時無線局を開局し、出港・帰港時間のほか、活動状況、異常の有無等を随時通信指令課及び警察署通信室に報告又は連絡すること。
  - (7) 無線の不感地帯を通過する際は、あらかじめその海域及び通過時間を、通過後は速やかにその旨を通信指令課に報告すること。
- 3 乗務警察官は、警備艇の安全航行に関して行う乗組員の指示に従わなければならない。

## 第6 応援要請

訓令第10条に定める応援の要請は、別記様式第2号により行うものとする。

## 第7 広域運用

- 1 警備艇の広域運用とは、管轄区域を越えて警備艇を運用することをいい、広域運用の種別に応じた指揮権は別表3のとおりとする。
- 2 広域運用中に取り扱った事件又は事故については、指揮権を有する所属長が処理するものとする。ただし、事件又は事故の内容により、当該所属長が処理することが適当でない場合は、発生地又は検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐことができる。
- 3 広域運用調整者は、使用責任者及び関係所属長と連絡調整の上、毎年3月末日までに翌年度の広域運用計画を策定するものとする。

## 第8 基礎資料の整備

使用責任者及び沿岸を管轄する警察署長は、警備艇による活動を効率的に行うため、運用区域に係る水域及び沿岸について、次に掲げる資料を整備し、備え付けるものとする。

- (1) 港湾施設の構造、配置状況
- (2) 運用区域及び係留場所並びに周辺海域における次の事項
  - ア 過去の統計に基づく風速、風力、天候等の気象条件
  - イ 波高、波長、潮流の方向及び速さなどの気象条件
  - ウ 岩礁の位置、水深、海上施設、その他海の地形及び地物の記載された海図並びに航路図
- (3) 燃料の補給場所及び補給のための燃料業者
- (4) 船舶相互間の通信要領
- (5) 航行区域の指定及びその範囲
- (6) 水難事故発生時における救助体制
- (7) その他警備艇運用に必要な事項

## 第9 船舶運用訓練

広域運用調整者及び使用責任者は、関係所属長と連携の上、計画的に警備艇の運用訓練を実施し、船舶運用に必要な知識技能の向上を図るものとする。

#### 第10 関係機関との連絡協調

広域運用調整者及び使用責任者は、海上保安庁、港湾事務所、税関、入国管理事務所、漁業組合等の関係機関と緊密な連絡をとるものとする。

#### 第11 活動の報告

使用責任者は、毎月別記様式第3号により警備艇の運用結果月報を作成し、翌月5日までに広域運用調整者に報告すること。

#### 附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

別表1 活動区域（第3関係）

区 域	範 囲	活動基準
管轄区域	七尾警察署管内の沿岸及び周辺水域	週2回以上
第1広域運用区域	輪島警察署管内の沿岸及び周辺水域 珠洲警察署管内の沿岸及び周辺水域	月2回以上
第2広域運用区域	その他の警察署管内の沿岸及び周辺水域	年1回以上

別表2 乗船基準（第3関係）

活動内容	乗船基準	備 考
管轄区域における活動	乗組員（船長、機関長及び機関士） 乗務警察官（七尾警察署）	管轄区域外への波及事案を含む。
訓令第10条に定める応援派遣に基づく活動	乗組員（船長、機関長及び機関士） 乗務警察官（派遣要請警察署）	
広域運用計画に基づく活動	乗組員（船長、機関長及び機関士） 乗務警察官（管轄警察署）	

別表3 広域運用の種別及び指揮権（第7関係）

種 別	指揮権者	備 考
管轄区域における活動及び延長上の活動	使用責任者	
応援派遣要請に基づく活動	派遣要請所属長	乗務警察官の乗船前及び下船後は広域運用調整者
広域運用計画に基づく活動	運用区域を管轄する警察署長	同 上
※上記規定によることが困難なときは、別途協議したところによる。		



第 年 月 日 号 殿 長	
船 舶 派 遣 要 請 書	
項 目	内 容
派 遣 用 務	種 別
	概 要
派 遣 期 間	
航 行 区 域	区 域
	拠 点 港
乗 船 人 員	乗務責任者等
	派遣要請人員
必 要 な 装 備 材 資 機 材	
備 考	

